

井原議員（広志会）

令和4年9月21日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）教育委員会自らの調査について（再質問②）

昨年度、監査で指摘されたにもかかわらず何も改善されていない。教育委員会には、公契約を行う権限を持つための資質・能力がないということを確認するか。

（答）

御指摘いただいている法律が官製談合防止法であり、専門家の意見を踏まえないと法的な評価が困難であること、また、法的評価に必要な事実調査の範囲や方法も教育委員会では判断しかねることから、外部の専門家に依頼し、調査を実施することとしております。

ただ、これは調査の後、結果等をお知らせしたいと思っております。